

策定目的

現行の「第11次高知県職業能力開発計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）が、本年度で計画期間満了となる。あらゆる産業分野において人手不足が深刻化している本県において、県内企業の人材の確保・育成・定着を推進するためには、職業訓練をはじめとした職業能力の開発に関する施策を着実に推進していくことが必要となることから、引き続き令和8年度から5年間を計画期間とする「第12次高知県職業能力開発計画」を策定する。

計画の位置付け

○国の基本計画に基づく法定計画

第12次職業能力開発基本計画（国が策定予定）に基づき策定する、高知県内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画。

■根拠法令

[職業能力開発促進法]

第5条 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上）に関する基本となるべき計画（職業能力開発基本計画）を策定するものとする。

第7条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（都道府県職業能力開発計画）を策定するよう努めるものとする。

■計画に規定すべき事項（職業能力開発促進法第5条第2項）

- ・技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- ・職業能力の開発の実施目標に関する事項
- ・職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

○県内で実施される職業能力開発施策の方向性を定める個別計画

計画の構成（案）

- 第1部 総説
- 第2部 職業能力開発をめぐる経済社会の変化と課題
- 第3部 職業能力開発の方向性と基本的施策
- 第4部 目標設定と進捗管理

第12次計画策定にあたっての考え方

- ・国の基本計画の策定はこれまで現計画の最終年度の3月末に公表されてきた
- ・第12次計画については、国の議論と並行して検討を進め、本年度中の計画策定を目指す
- ・計画検討にあたっては、骨太の方針や国の研究会等の議論を踏まえるとともに、県のニーズ調査等の結果も参考に県独自の視点も盛り込む

策定スケジュール（予定）

令和7年度に3回程度審議会を開催し、審議会からの答申を経て策定する。
※詳細は次ページのとおり

第12次高知県職業能力開発計画の策定に向けたスケジュール（案）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和7年度	国の動き (8月以降は想定)	「今後の人材開発政策の在り方に関する研究会」の開催（報告書の作成） （厚労省人材開発統括官が参集 R6.1～6 計6回開催 国の基本計画のもととなる報告書の作成）					「労働政策審議会(人材開発分科会)」の開催 （研究会の報告書も踏まえつつ、第12次職業能力開発基本計画等の策定に向けた議論を予定）					第12次計画策定 (見込み)		
	審議会					第1回審議会				第2回審議会		第3回審議会		
	審議事項					・第11次計画の進捗状況 ・審議会への諮問				・第1回審議会への対応 ・第12次職業能力開発計画の素案について		・第12次職業能力開発計画の最終(案)、 答申		
	事務局	・第11次計画の進捗状況確認					業界団体へのニーズ調査		・業界団体との意見交換 ・第12次計画(案案)の検討			・最終案作成		パブリックコメント

《国の動きについて》

※国の基本計画策定にかかる下記の会議のスケジュールが、5年前と比較して2ヶ月程度早まっている

国研究会：厚生労働省における国の基本計画策定に係る「今後の人材開発政策の在り方に関する研究会」

国分科会：厚生労働省における国の基本計画策定に係る「労働政策審議会人材開発分科会」